

2019年4月1日

派遣社員 教育訓練実施計画

株式会社友和

1. キャリアアップ形成支援の目的

派遣社員が段階的かつ体系的に派遣就業に必要な技能及び知識を習得できるように教育訓練を実施し、また、全ての派遣社員がキャリア・コンサルティングを受けられる相談窓口を設置することで、「専門性の向上」「職務の幅の拡大」など派遣社員のキャリアアップ形成に資することを目的とする。

2. 対象者

原則として雇用する全ての派遣社員を対象とする。尚、以下の派遣社員については、教育訓練の対象を希望者のみとする。

- ・十分な能力を有する者（研究者、情報処理技術者等の有資格者及び専門職）
- ・その契約の当初から1年以上の雇用見込が明らかに無い者

3. 実施について

(1) 教育訓練概要について 教育訓練の実施区分は以下を目安とする

- ・ 1年目 ジュニアクラス ビジネスコミュニケーションスキル
- ・ 2年目 ミドルクラス ビジネスに活かす自己理解と他社理解
- ・ 3年目 リーダークラス ビジネスに活かす目標設定の仕方とコーチング
- ・ 4年目以降 教育訓練については、任意かつ本人からの希望を前提とし、キャリアアップに資するスキルの習得、資格取得等の支援

(2) キャリア・コンサルティングについて

在籍期間、職業の種類等に関係なく全派遣社員の希望に応じ職業設計に関する相談及び支援を随時実施する。

4. 実施時期・頻度・時間

入職時基礎訓練は必須とし、少なくとも雇用開始後3年間は毎年1回以上の教育訓練の機会を提供し、その後もキャリアの節目等の一定の期間ごとにキャリアパスに応じた研修等を実施する。

実施時間については、フルタイムで1年以上の雇用が見込まれる派遣社員一人当たり、少なくとも最初の3年間は、毎年概ね8時間以上の教育訓練を実施する。

5. 教育訓練の実施方法

教育訓練はDVD受講を基本とし、以下の方法等で実施する。

- ・ DVDと教材を使用
- ・ 派遣先におけるOJT（派遣先の協力が得られた場合に限る）
 - ※ 派遣先において派遣先社員を対象とした研修等の制度がある場合に、当社派遣社員も派遣先社員同様に受講させて貰えるよう、担当営業が派遣先に対して働きかけをしていく。

また、教育訓練実施後、研修報告書を提出することとする。

6. 教育訓練時の勤務上の取扱い

当社が指定した段階的かつ体系的な教育訓練については有給かつ無償で行う。

7. キャリア・コンサルティングの勤務上の取扱い

希望する全ての派遣社員に対し無給かつ無償で行う。

以上